

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑 太作 外7名

被告 山口県知事 村岡 嗣政

準備書面4

2025（令和7）年2月5日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 田 川

瞳



第1 本件参拝が宗教的意義を有すること

1 山口県護国神社の由来

（1）靖国神社

村岡知事が参拝をした山口県護国神社を含む日本各地の護国神社は、靖国神社とともに、近代天皇制国家のための戦没者を祀る神社である。靖国神社の起源は、1869（明治2）年、東京九段に創設された東京招魂社で、明治維新の際、尊皇攘夷の志士として国事に殉じた者、その際の内戦において死亡した軍官側の者の霊を祭神として合祀した。1879（明治12）年6月4日、東京招魂社は靖国神社と改称され、別格官幣社の社格を与えられ、国家神道の重要な一支柱として位置付けられた。靖国神社は、創建の経緯から、

当初、軍務官が管轄した後、内務省、内務・陸・海軍省の共同管轄を経て、陸、海軍省所轄の神社であった。祭典の際には、祭主は陸、海軍将官がつとめ、陸、海軍省に任命された官司は祭主の代理者であった。そして、靖国神社の警護には憲兵があたるなど、靖国神社は、名実ともに軍の宗教施設であり、一般の神社行政の枠外に置かれた（甲 20、甲 21）。

（2）護国神社

各地の招魂社は、事実上の靖国神社の地方的分社として整備され、1901（明治34）年には、国費で維持される官祭招魂社105社が定められた。1939（昭和14）年3月、招魂社を護国神社と改称し、道府県あたり各一社を指定護国神社、それ以外を指定外護国神社とした（甲 20、甲 21）。これを受け、山口県では山口県護国神社を創建することとなり、1941（昭和16）年8月に山口県護国神社の社殿が竣工した（甲 22）。

後に述べるとおり、国家神道体制のもとにおいては、神社は宗教にあらずと考えられていたが、第二次世界大戦終了後、1945（昭和20）年12月15日、連合国最高司令官総司令部から政府に宛てて発せられた「国家神道、神社神道二対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布ノ廃止に関する件」という指令により、神社神道は一宗教として他の全ての宗教と同一に扱われることにされた。その後、制定された宗教法人法に基づいて神社は宗教法人となり、山口県護国神社も、「国家公共に尽くした人の神霊を奉奠し、公衆礼拝の施設を備え、神社神道に従って、祭祀を行い、祭神の神

徳を広め、本神社を崇敬する者及び神社神道を信奉する者を強化育成すること」を目的とする宗教法人となっている（乙1）。

2 靖国神社・護国神社の信仰

（1）靖国神社と護国神社の関係

護国神社の祭神は、靖国神社の祭神であり、その道府県出身者で、靖国神社の祭神である者、あるいは例外的にその道府県内の軍隊に所属していた戦没者を祭神とするということになっている。ただ、幕末明治維新期の殉難者は、上記1（2）で述べた護国神社制度ができる前に祭神として祀られており、靖国神社には祀られていない。このような例外を除いて、護国神社と靖国神社は基本的には、共通した祭神を祀っており、祭祀の形態、祭祀儀礼の形態が靖国神社と護国神社に共通しており、他の神社にはない特色を持っているとされている（甲21）。

（2）戦前の国家神道体制の確立と靖国神社・護国神社の関係

明治維新後、国は、皇室の祖先神である天照大神を祀る伊勢神宮を本宗として全神社の再編成を行い、宮中祭祀を基準として神社における祭式の統一が図られた。神社神道は、皇室の祖先たる神々を祀る営みとして、他の宗教とは別格のものであり、神社は国家の公的施設として取り扱われ、官幣社、国幣社等の格付けがされ、その職員は官吏としての地位が与えられるなど、事実上の国教的な地位が与えられた。この国家神道体制の下では、「神社は宗教にあらず」という考え方や、「神社へ参拝することは『巨民たる義務』である」などとされ、国民に対して神社に対する拝礼が強制されたり、国家神道と矛盾する要素

を持つ宗教は、信教の自由の保障を受けなかった。

このような国家神道体制のもとにおいて、靖国神社と護国神社は、護国の「英霊」を祀った神社として重要視され、国家神道体制の中核を担う神社として機能した（甲 20）。

3 「英霊」について

（1）靖国神社が刊行した『靖国神社誌』の序文で、祭神を「英霊」とよんでいることから、日露戦争後には、戦没者の霊を英霊と称するようになったことが知られる。英霊という言葉は、もともと靈魂の美称であるが、幕末に、水戸藩の藤田東湖が、「文天祥の正気の歌に和す」と題する漢詩で、「英霊いまだかつて泯（ほろ）びず、とこしえに天地の間にあり」（英霊未嘗泯 長在天地）とうたい、この漢詩が志士の間で愛唱されて以来、広く普及したことばであった。戦没者の霊は、これまで忠霊とよばれてきたが、日露戦争を境に、より個性のうすい抽象的な英霊というよびかたが一般化するようになった。天皇への忠誠は、日本国民にとって当然の行為とする天皇制教育が浸透するとともに、戦没者個々の忠誠に力点をおいた忠魂ということばよりも、没個性的な英霊という美称が、適当とされたのであろう。（甲 23、下線と丸括弧内は原告代理人）。

（2）このように、英霊という呼称は、もともと靖国神社の信仰の対象である祭神を指したものであるということである。

ア 靖国神社の公式ウェブサイトには、靖国神社の「由緒」は「靖国神社は明治2年（1869年）6月29日、明治天皇の思し召しに

よって建てられた招魂社が始まりです」とされ、この日、九段坂上に「招魂場」が設けられ、戊辰戦争戦死者のための祭典が執り行われ、この祭典では、「第一には、戦死者靈魂を招魂し、それを祭神として変換」し、「第二には、明治天皇がその祭神を祀る」ことが行われたとされている（甲24、甲25）。

イ 1938（昭和13）年4月から1945（昭和20）年1月まで靖国神社の宮司職にあった陸軍大将 鈴木孝雄（敗戦時の総理大臣・海軍大将鈴木貫太郎の実兄）は「靖国神社に就いて」（『偕成社記事 特号（部外秘）』第805号、1941年。以下「偕成社記事」という。）と題する文書中で次の通り解説している（甲26）。

「この招魂場におけるところのお祭は、人靈を其処にお招きする。此の時は人の靈であります。一旦此处で合祀の奉告祭を行います。そうして正殿にお祀りになると、そこで始めて神靈になるのであります。」

ウ すなわち合祀によって死者の靈が神靈、つまり祭神になるとされており、この祭神が「英靈」と呼称されている。

（3）「英靈」という語が広く使用されはじめたのは「天皇への忠誠は、日本国民にとって当然の行為とする天皇制教育が浸透」したからである。それは後に、国家神道とも呼ばれる天皇崇敬体制であり、その内容は天皇を神とした天皇教とでも呼ぶべき信教であった。前述した靖国神社の第一回合祀祭において、為されたことの第二が「明治天皇がその祭神を祀る」ことだったのもそのことを表している。それは単に天皇の支配体制を意味するのではなく、各人が自発的に天皇支配に従順（崇敬）となる

体制であり、信教あるいは思想であり、人々の内心を操作するものであったことは周知の事実である。そしてこれによって天皇のために戦う軍隊である皇軍が組織され、周辺諸国への侵略戦争を遂行したのである。そして、内外において夥しい戦死者を生じさせ、最終的にはアジアで2000万人以上、日本で310万人以上もの戦死者を生じるアジア・太平洋戦争へと至ったのである。そうした戦争を遂行していく上で、戦死者遺族等の感情を統御するために、また継続して天皇のために死ぬことを意義づけるために、ひいては皇軍を維持し鼓舞するために必要とされたのが、それらの戦争の正当化である。そしてそれは、天皇教と相まって、それらの戦争を正しいと言うに留まらない、聖戦であるとする「聖戦史観」というべきものを作りだした。それは、万世一系の天皇をはじまりとし、大東亜共栄圏をおわりとする歴史観であり世界観であった。そしてその歴史を推し進める聖戦において、神である天皇のために戦った者はたとえ死んでも神霊として崇められることにし、また天皇が祀るためにそうしたわけである。その戦死者への呼称が「英霊」であり、従って英霊という呼称は聖戦史観を前提とし、両者の関係は不可分のものである（甲27）。

- （4）「英霊」と「慰霊」は死者を靈魂と肉体に分離する点で共通しており、また歴史的に見て「英霊」は「慰霊」を前提としている。そして後者の呼び名と行為についての宗教性はこの国においては相当程度希薄化しているともいえる。しかし、既に述べたとおり「英霊」は、「慰霊」とは次元を異にするとも言い得る他の前提によって成り立つ言葉であり、その前提とは靖国神社と護国神社に特有のものである。被告は、「英霊」

への拝礼について、戦没者への慰霊ならびに遺族への慰藉だとするが、先に引用した偕成社記事において、鈴木宮司は祭神への拝礼について、むしろ「慰霊」は排除されるべきものとしてこう述べている。「之はよく考えておきませんという、殊に遺族の方は、そのことを考えませんと、何時までも自分の息子という考えがあつては不可（いけ）ない。自分の息子じゃない、神様だというような考えをもって戴かなければならぬのですが、人霊も神霊も余り区別しないというような考え方が、いろいろの精神方面に間違った現われ方をしてくるのではないかと思うのです。」（甲26、丸括弧内は原告代理人）。

4 例大祭と玉串拝礼

（1）慰霊大祭の位置付け

先に述べたとおり、国家神道体制のもとでは、国家神道は宗教ではなく国家の祭祀であるとされたが、このことは国家神道が祭祀を中心とする宗教であったことを意味する。国家神道の祭祀は、宗教儀礼の一種であり、祭司等の儀礼執行者を中心に参加者全員によって、一定の形式にしたがって行われ、これにより、賛かした全員は、共通する一つの意思を表明し、この意思を互いに確認しあうことになる。靖国神社の祭祀は、春秋の例大祭と、新祭神合祀のための臨時大祭を中心としていた。靖国神社は、戦没者を護国の英霊として祀り、天皇の参拝という「殊遇」を与えることによって、戦争のたびに、国民の間に天皇崇拜と軍国主義を普及させるうえで、絶大な役割を果たした。その靖国神社における、最も重要な祭典は春・秋の例大祭である（甲20）。

大祭、中祭、小祭、諸祭という祭祀の軽重は護国神社も同じであり、山口県護国神社における慰霊大祭は、他の護国神社では例大祭とも呼ばれており、いずれにしてもその名のとおり大祭に当たり最も重要な祭祀の一つである。

（２）玉串拝礼

玉串は、神道において特殊神聖な宗教的意義を付与された祭具でありその形象は神道における神への神聖な捧げ物に起源し、神が寄り付くものとされている。玉串拝礼は、上述の神道において神が寄り付くとされる格別な意味を有する神聖な祭具を、本殿に備えて、神社祭式として、二拝・二拍手・一拝という作法で拝礼することであり、この礼拝の方法は最も改まった礼拝の方法であるとされている（甲２８）。

第２ 村岡知事の本件参拝・挨拶について

１ 村岡知事の本件参拝について

先に述べたとおり、山口県護国神社は、第二次世界大戦中、国家神道体制を維持するための重要な支柱とされた指定護国神社であり、現在は、宗教法人法に基づく宗教法人であって、憲法上の宗教団体である。村岡知事は、憲法上の宗教団体である山口県護国神社の施設である本殿・拝殿に公用車を使用して赴き、同所で行われた神社神道における重要な祭祀である春季慰霊大祭において、玉串拝礼という神社神道の方式に則った拝礼を行った。かかる行為が憲法の定める政教分離原則に反することは、原告準備書面３の第３において述べたとおりである。

2 村岡知事の挨拶の内容

- (1) 村岡知事は、本件慰霊大祭に参列して参拝したのち、挨拶をしたところ、その挨拶の中で、「御英霊もさぞかし心安らかなことと思います」「散華された御英霊の尊い犠牲」「御英霊のご加護のもと、発展を続けてまいりました」などと述べた（甲2）。
- (2) 先に述べたとおり、「英霊」とは、国家神道体制において重要な役割を果たした靖国神社、及びその地方分社として整備された各地の護国神社が、その信仰のもとに、祭神として祀っている戦没者の神霊を指すものであるから、特定の宗教思想に基づく用語である。そして、「英霊」との語が、靖国神社・護国神社の信仰を離れて、一般に戦没者の追悼の場面で使用されるという社会通念が浸透しているとはいえない。
- (3) したがって、村岡知事の挨拶には宗教的意義があり、宗教的活動にあたるもので、原告準備書面3の第3において述べたとおり、憲法の定める政教分離原則に違反する。

以 上